

京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針

平成19年10月2日
地球温暖化対策推進本部決定

1. 排出量の状況と既存対策の評価

2005 年度の我が国の温室効果ガス排出量は 13 億 6,000 万 t-CO₂ となっており、基準年度の総排出量を 7.8% 上回っている(図1)。

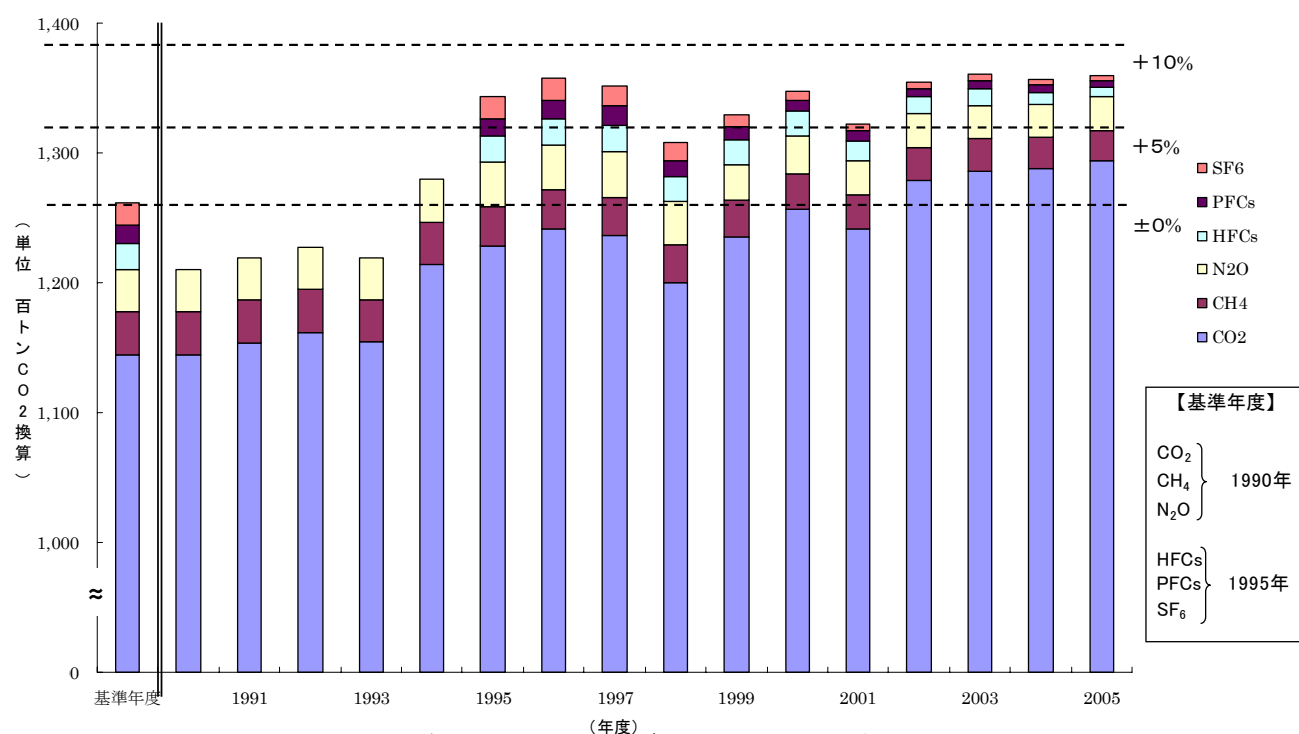


図1: 我が国の温室効果ガス総排出量の推移

基準年度から 2005 年度までの温室効果ガス排出量の増減を温室効果ガス別に見ると、我が国の総排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素の増加が大きく、その他 5 種類のガスは基準年度を下回っている(表1)。

表1 温室効果ガスの排出状況について

	基準年度 (全体に占める割合)	2005 年度実績 (基準年度増減)
エネルギー起源二酸化炭素	1,059(84%)	1,203(+13.6%)
産業部門	482(38%)	456(-5.5%)
業務その他部門	164(13%)	238(+44.6%)
家庭部門	127(10%)	174(+36.7%)
運輸部門	217(17%)	257(+18.1%)
エネルギー転換部門	67.9(5%)	78.5(+15.7%)
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1(7%)	90.6(+6.6%)
メタン	33.4(3%)	24.1(-27.9%)
一酸化二窒素	32.6(3%)	25.4(-22.0%)
代替フロン等3ガス	51.2(4%)	16.9(-66.9%)
合 計	1,261(100.0%)	1,360(+7.8%)

(単位: 百万 t-CO₂)

目標達成計画に示された対策・施策は、進展しているものもあるが、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、目標達成計画策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られることから、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。

過去の進捗が見込みと比べ十分とは言えない対策の加速化を図るため、また、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する必要がある。

2. 排出量の見通しと不足削減量

現時点で入手可能な最新の社会経済活動量の予測値を前提に、既存対策の評価を踏まえて 2010 年における温室効果ガスの排出量の見通しを推計した(表2)。

この結果、2010 年におけるエネルギー起源 CO₂ の排出量は、基準年度比で 4.6%～5.9%上回ることが見込まれ、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスも加えた総排出量は、基準年度比で 0.9%～2.1%上回ることが見込まれることから、温室効果ガス排出削減対策としての目標達成計画における目安となる目標である 2010 年度に基準年度比で▲0.6%には、現状のままでは到達しないであろうと推計される(京都メカニズムの活用量及び森林吸収量が現行目標達成計画のとおりとすると、京都議定書の 6%削減約束の達成には 1.5%～2.7%不足することが見込まれる)。

このことは、京都議定書の 6%削減約束の達成のためには追加的な対策・施策の導入が不可欠であることを示すものである。

なお、想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や、個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得ることに留意が必要である。

京都議定書においては、2008年度から2012年度までの第1約束期間に基準年度から6%削減することとなっているが、この削減約束を確実に達成するためには、対策下位ケースの不足削減量の解消に向け、既存対策及び後述の追加対策について、国民各界各層の取組を通じて十分な排出削減効果を実現することが必要である。このような観点から、既存対策の確実な実施や更なる深掘りに向けて施策を強化するとともに、追加的な対策について早急に具体的内容を検討し、各々の対策の排出削減効果を可能な限り具体的かつ定量的に推計していく必要がある。追加対策の検討は、関係審議会の審議等を踏まえつつ、6%削減に確実に期す観点から幅広かつ積極的になされる必要がある。

表2 2010年度の温室効果ガス排出量の推計

(百万t-CO2)

区 分	実績			2010年度推計結果				目標達成計画 目標		不足削減量	
	京都議定 書の基準 年度	2005年度	基準年度 比増減率	対策上位ケース		対策下位ケース		排出量	基準年度 比増減率	対策上位 ケース	対策下位 ケース
				排出量	基準年度 比増減率	排出量	基準年度 比増減率				
エネルギー起源CO2	1,059	1,203	+13.6%	1,107	+4.6%	1,122	+5.9%	1,253	-0.6%	20	34
産業部門	482	456	-5.5%	438	-9.1%	441	-8.5%				
民生(業務その他部門)	164	238	+44.6%	211	+28.5%	215	+30.9%				
民生(家庭部門)	127	174	+36.7%	145	+13.4%	148	+16.1%				
運輸部門	217	257	+18.1%	245	+12.7%	249	+14.5%				
エネルギー転換部門	68	78	+15.7%	68	+0.9%	69	+1.0%				
非エネルギー起源CO2	85	91	+6.6%	86	+1.7%	86	+1.7%				
メタン	33	24	-27.9%	23	-31.5%	23	-31.5%				
一酸化二窒素	33	25	-22.0%	25	-23.7%	25	-23.6%				
代替フロン等3ガス	51	17	-66.9%	32	-38.1%	32	-38.1%				
総排出量	1,261	1,360	+7.8%	1,273	+0.9%	1,287	+2.1%				

注) 1：基準年度は18年8月に条約事務局に提出した割当量報告書における計算方法により算出した基準年度排出量、2005年度は確定値

2：前提条件の置き方等により見込みに不確実性が生じる場合には、最も蓋然性が高い見込み値を含め、幅をもって把握することとし、「対策上位ケース」、「対策下位ケース」の2ケースで整理した

3：下線は基準年度総排出量比

4：想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得る

3. 今後の検討項目

- 今回の検討は、約束期間の開始前の最後の見直しであり、来年度から着実に削減するために、本年5月29日の地球温暖化対策推進本部における進捗状況点検の結果を十分に踏まえ、かつ、現行目標達成計画策定時以降の約束期間におけるマクロ経済情勢の変化も考慮した上で、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期す必要がある。

●6%削減目標のためには、全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要である。

●さらに、個別部門対策を超え、また、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要がある。

＜今後の検討項目＞

※以下の項目は、関係省庁等においてこれまでに検討されてきた項目の一部であり、今後、中央環境審議会地球環境部会及び産業構造審議会環境部会地球環境小委員会による「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」（平成19年9月）に示されているその他の事項も含め検討を進めていく。さらに、今後、新規項目の追加もあり得る。

（自主行動計画の推進）

・未策定業種の計画策定

対象業種：ぱちんこ、ゲームセンター、信用組合、信用金庫、証券、学校、病院、情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店、大規模展示場、産業廃棄物処理、ペット小売り、新聞

・数値目標の設定

対象業種：生保、通信、放送、外食、倉庫、バス、タクシー、港運、舟艇

・政府による厳格なフォローアップの実施

対象業種：銀行、生保、損保、ビール酒造、たばこ製造、製薬、生協、LPガス、商社

・目標引き上げ

対象業種：食品製造、化学、石油、セメント、トラック、住宅生産

（公的機関の排出削減）

・政府実行計画等を通じた太陽光発電や建物の緑化等による排出削減の推進

（地域の取組の強化）

・各地域において先進的な取組が促進されるよう措置

・各省庁連携で地域支援策のメニュー化、プログラム化

・都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の更なる活用

(住宅・建築物の省エネ性能の向上)

- ・中小規模や既存の住宅・建築物も含めた規制・誘導策
- ・各種優遇措置によるインセンティブの付与方策

(産業・業務部門の対策)

- ・チェーン店等における一括した取組の強化
- ・ベンチマーク等の指標を活用した工場・事業所の取組の客観的評価

(国民運動)

- ・マスメディアの活用等によるライフスタイルの見直しの呼びかけ(「私のチャレンジ宣言」(「1人1日1kg」)の受付、企業の協賛等を含む)
- ・省エネ機器への買換促進、製品等におけるCO₂排出量の表示、エコポイント、クールビズ、ゴミ減量、環境家計簿、エコドライブ、白熱球の蛍光灯への交換などの推進

(機器対策)

- ・トップランナー基準の対象機器の拡大

(自動車単体対策)

- ・クリーンエネルギー自動車の普及や、更なる低燃費化(経済的インセンティブ付与施策)

(物流の効率化)

- ・商慣行の是正等の物流効率化に向けた仕組みの推進

(交通流対策・公共交通機関の利用促進)

- ・都市部におけるLRT等の導入等に対する総合的な支援
- ・ボトルネック踏切の除去等による渋滞緩和、IT技術の活用、多様で弾力的な高速道路料金の設定などによる交通流対策及びモーダルシフトの一層の推進

(都市構造対策等)

- ・街区レベルや地区レベルでのエネルギーの面的利用の促進
- ・上下水道の資源・エネルギーの効率的利用の促進等
- ・コンパクトな街づくり、集約型都市構造の実現に向けた取組

(新エネルギー対策の推進)

- ・太陽光発電・太陽熱利用・風力発電等への導入支援
- ・バイオマス燃料の普及(経済的インセンティブの活用)、下水汚泥の利用促進

(中小企業の排出削減対策の推進)

- ・大企業が技術・資金等を提供して中小企業等が行った排出削減量を、自主行動計画等に活用する仕組みの構築

(廃棄物対策)

- ・3R、廃棄物発電・バイオガス発電等の施設整備等の更なる推進

(代替フロン等3ガス対策)

- ・産業界による代替フロン等3ガスの排出削減に向けた取組への支援

(森林吸収源対策)

- ・「美しい森林づくり推進国民運動」を展開するなど、森林整備の加速化等による森林吸収源対策の着実な推進

4. 今後のスケジュール

平成 19 年 12 月まで	既存対策に係る施策の強化、追加対策(対策量及び削減量)の具体化・定量化の検討
平成 20 年 3 月	新・京都議定書目標達成計画閣議決定